

皇道會福岡縣聯合會規約

第一條 本會は宣言及綱領に掲ぐる事項を達成するを目的として、その目的達成のためには主として言論文書を以てし、實行方法は幹事會之を定む

第二條 本會は皇道會福岡縣聯合會と稱し、事務所を福岡市に置く。尙本聯合會は各衆議院議員選舉區毎に聯合分會を設置し、各聯合分會内に必要に應じ、郡市を單位とし、支部を置く。但し場合に依り三市郡以内を併合し、一支部を設くる事を得

第三條 本會は宣言及綱領に賛成する者を以て之を組織す

第四條 本會に入會せんとするものは會員の紹介に依り申込書を支部聯合分會又は聯合會に提出するものとす。入會の諾否は聯合會の常任幹事會之を決す

第五條 會員は會費年額五十錢を毎年三月末迄に納付するものとす

す

第六條 本會に左の役員を置く

一、會長一名 二、幹事長一名 三、會計二名 四、常任幹事二五名以内 五、幹事若干名 六、評議員若干名 七、會計監督三名 八、顧問若干名 九、相談役若干名但し場合に依り副會長二名以内を設くる事を得

第七條 顧問相談役を除く其の他の本會役員は大會に於て之を選任す但し役員の任期は次期定期大會迄とす

第八條 顧問相談役は會長の推薦に依り常任幹事會之を決す

第九條 定期大會は毎年秋期之を開催す

第十條 本會會規の改正は大會の決議に依る前項の事項と雖も緊急を要する時は常任幹事會の決議に依り之を實施することあるべし但し其の場合に於ては次期大會に於て事後承認を受ける事を得